

令和5年度福島県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症
への対応について

このことについては、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の「第5 その他 1 新型コロナウイルス感染症への対応について」において、適切な時期に周知するとしていたところであり、下記のとおり対応する。

記

1 対応の趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、入学者選抜実施上の留意事項等を定めた。

2 高等学校入学者選抜を受験できる者、受験できない者の定義

文部科学省の通知を踏まえるとともに、大学入学共通テストの新型コロナウイルス感染症予防対策及び福島県新型コロナウイルス感染症対策本部が示す基準により、受験できる者と受験できない者を次のように定義にする。

受験できる者 (以下のいずれかに該当する者)	受験できない者 (以下のいずれかに該当する者)
① 新型コロナウイルス感染症に感染し、本検査、追検査等、後期選抜、新型コロナウイルス感染症対応選抜の各選抜の前日までに療養の解除基準を満たす者 ② 無症状の濃厚接触者で、以下の要件をすべて満たす者 ・ PCR検査や抗原定性検査キット※1による検査結果が陰性 ・ 受験当日も無症状 ・ 公共交通機関を利用せずに試験場に到着できる ③ 「健康状態チェックリスト」※2のA欄で「はい」に該当しない、かつB欄の「はい」に該当する項目が1つ以下の者	① 新型コロナウイルス感染症に感染し、本検査、追検査等、後期選抜、新型コロナウイルス感染症対応選抜の各選抜の前日までに療養の解除基準を満たさない者 ② 濃厚接触者で症状がある者 ③ 無症状の濃厚接触者で、公共交通機関を利用せずに試験場に到着できない者 ④ 「健康状態チェックリスト」の結果で試験を受けることができない者

※1 当該キットは「研究用」でも可とするが、入手できない場合は、十分に健康観察を行い、無症状であることをもって、陰性であることと同様の扱いとする。

※2 「健康状態チェックリスト」（別紙1）について

- ・ 受験生は検温の結果と該当箇所にチェックをした「健康状態チェックリスト」を受験日ごとに持参し、志願先高等学校の受付に提出する。
- ・ 受験生は日頃から、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認する。
- ・ 試験日の1週間程度前から発熱・咳等の症状が継続している受験生は、あらかじめ医療機関で受診する。

- ◎ ワクチン接種による体調不良者は、「健康状態チェックリスト」において受験できる条件を満たせば、「受験できる者」となるが、前期選抜、連携型・一般選抜及び外国人生徒等に係る特別枠選抜においては、受験生本人の申し出により追検査等を受験することができることとする。

ワクチン接種による体調不良者が、追検査等での受験を申し出る場合、中学校長は事前に志願先高等学校長へ連絡する。

【療養の解除基準】（ただし、入院が必要とされた場合は、医療機関の指示に従うこと。）

(1) 有症状者の場合

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目から療養解除とする。

(2) 無症状病原体保有者の場合

①検体採取日から7日間経過した場合、8日目に療養解除とする。

②検体採取日から5日目に、自身で用意した検査キット（国が承認したもの。「研究用」は不可。）で陰性を確認できれば、6日目に療養解除とする。

なお詳細については、次のURL（福島県新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページ）により確認すること。

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/youseisya.html>

【「濃厚接触者」について】

「濃厚接触者」に該当するかどうかは、次のURL（福島県新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページ）により確認すること。

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>

- ・ 濃厚接触者とは、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認された方（以下、陽性者）と感染リスクがある期間（発症日2日前（無症状の場合は検査の2日前）から）に、近距離で接触、あるいは長時間接触し、感染の可能性が高くなっている方を指します。
- ・ 陽性者の同居家族等は、濃厚接触者に該当します。

（福島県新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページより）

次のうちのいずれかに当てはまる受験生については、中学校長は事前に志願先高等学校長に連絡する。ただし、連絡内容に変化があった場合、その都度志願先高等学校長に連絡する。受験当日の朝まで連絡は可能とする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「受験できない者」となった者（上記「受験できない者」に該当する者）
- ・ 受験可能な濃厚接触者
- ・ 発熱・咳等の症状があるが、受験可能となる者
- ・ ワクチン接種による体調不良者
- ・ マスク着用が困難である者

なお、実施要綱のとおり、インフルエンザ等学校感染症罹患者についても、中学校長は事前に志願先高等学校長に連絡する。

3 前期選抜、連携型・一般選抜及び外国人生徒等に係る特別枠選抜において「受験できない者」となった受験生への対応

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「受験できない者」となった受験生は、3月9日（木）、10日（金）に実施する追検査等を受験することができる。手続きは、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願（実施要綱57ページ「様式共通14号」）の追検査等受験願提出理由の欄に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由^{※3}を記入し、3月7日（火）午後4時までに志願先高等学校長へ提出する。その場合、中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。

追検査等においても「受験できない者」となった場合は、実施要綱に定めたところにより、新型コロナウイルス感染症対応選抜を受験することができる^{※4}。（併せて、「新型コロナウイルス感染症への対応の流れ（フローチャート）」（別紙2-1）及び「新型コロナウイルス感染症への対応により、検査が未完了の状態となった受験生への対応の流れ（フローチャート）」（別紙2-2）を参照すること。）

※3 追検査等受験願提出理由の欄への新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「受験できない者」とされた理由の記載例

- 前期選抜当日に、濃厚接触者で症状があったため
- 連携型選抜で、「健康状態チェックリスト」が受験できる条件を満たさなかったため
- 学力検査を英語まで受験できたが、その後の発熱により「受験できない者」に該当し、学力検査の理科、社会と翌日の特色面接、特色検査を受験できなかったため

※4 新型コロナウイルス感染症対応選抜を受験することとなった者の、追検査等受験願提出理由の欄への新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「受験できない者」とされた理由の記載例

<新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程>

- 前期選抜及び追検査等を、前日までに療養の解除基準を満たさなかったため

<新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程>

- 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程が不合格だったため
- 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程を、無症状の濃厚接触者であったが、公共交通機関を利用せずに試験場に到着できなかったため
- 後期選抜で、「健康状態チェックリスト」が受験できる条件を満たさなかったため

4 新型コロナウイルス感染症に対応した入学者選抜実施上の留意事項

新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施について、高等学校における事前の準備や検査当日の対応などについて、次のとおりとする。

(1) 事前の準備

① 別室の確保

ア 「発熱・咳等の症状があるが、受験可能となる者」並びに「ワクチン接種による体調不良者」の別室と、「受験可能な濃厚接触者」の別室は分けることが望ましいが、各高等学校の状況によっては同じ別室とすることも可能とする。

イ 別室まで他の受験生と接触しない動線を確保する。

ウ 上記の別室とは別に「インフルエンザ罹患者」の別室を確保する。

- 「基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障がい等のある者」についての別室は、可能であれば上記ア、ウとは別に確保する。

② 受験場の座席間の距離の確保

- ア 本検査受験場では、なるべく1メートル程度の間隔を確保する。
- イ 別室では、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこととし、可能な場合には2メートル以上最大限大きく間隔を確保する。

③ 試験監督者等の体調管理

- ア 試験監督等が可能かどうか判断するために、試験監督者等には試験日の7日前から朝などに体温測定を実施し、体調の変化の有無を確認する。

(2) 検査当日の対応

① 受付

- ア 受付では「健康状態チェックリスト」の提出を求め、記載を確認する。チェックリストを忘れた受験生へは、受付で検温及びチェックリストへの記入を行わせ、当該高等学校の職員が内容を確認の上、確認者として署名する。
なお、この場合、当該高等学校長は当該中学校長へ連絡する。
- イ 上記アで異常がある場合又は本人の申出により発熱・咳等の症状がある場合、以下の対応等を指示する。
- (ア) 「健康状態チェックリスト」のA欄で「はい」が1項目以上又はB欄で「はい」が2項目以上該当するため「受験できない者」である受験生が受付へ来た場合は、追検査等受験申請の指示をするとともに、当該高等学校長は当該中学校長をとおして保護者等が迎えに来るよう依頼する。
- (イ) 「健康状態チェックリスト」のA欄で「はい」に該当しないかつB欄で「はい」に該当する項目が1つの場合は、別室での受験を指示する。

② 検査実施時

- ア 各学力検査の開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者が確認する。
- イ 学力検査の開始前又は途中で体調不良を申し出た受験生へは、保健室に移動させた上で検温及び「健康状態チェックリスト」の記入を行わせ、当該高等学校の職員が内容を確認の上、確認者として署名する。
受験できない状態になった場合は試験を中止し、未受験^{※5}の教科、面接等については、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書（実施要綱76ページ「様式特例5号」）の提出等の指示をするとともに、当該高等学校長は当該中学校長をとおして保護者等が迎えに来るよう依頼する。
受験できる状態の場合は、受験場又は別室で受験を継続する。
ただし、インフルエンザ等学校感染症罹患者が本検査の学力検査を1教科でも受験した場合は、追検査等の学力検査を受験できない。（実施要綱12ページ「(4) その他」①。）
- ウ 学力検査が1教科終了するごとに、窓やドアを開放するなど、換気を十分に行うこと。

※5 各学力検査開始のチャイムが鳴った際に受験生が受験場で着席していれば、その教科を「受験した」こととなる。

③ 受験上の注意事項

- ア 受験生には、昼食時を除き、受験場内におけるマスクの着用^{※6}を義務付け、未所持者にはマスクの提供を行う。
- イ マスク着用が困難な受験生は、あらかじめ中学校長から高等学校へ連絡があったことを確認し、別室で受験させる。
- ウ 受験場の入口には速乾性アルコール製剤を配置する。受験場への入退室の際には手指消毒を徹底させる。
- エ 昼食については、自席で食事をとり、会話は控えるよう促すこと。

※6 着用するマスクは、不織布のものを推奨する。

④ 試験監督者等の注意事項

- ア 試験監督者や面接担当者等においては、マスクを着用^{※7}し、必要に応じてフェイスシールド等を着用する。
- イ 別室の試験監督については、換気の徹底に加え、マスクの常時着用、手指消毒の励行、受験生との間隔の保持等、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じることで感染リスクの低下に努めること。
- ウ 別室の監督においては、監督業務に支障が生じない範囲であれば、試験場の出入口等で監督することもやむを得ないこととする。
- エ 別室を含め、各学力検査会場において、1試験場に複数名の監督者を配置できない場合は、2試験場に3名の監督者を配置する等の措置もやむを得ないこととする。
ただし、試験場での学力検査問題用紙の配付及び解答用紙の回収は、複数名で行うこと。
- オ この他、使い捨て手袋を着用する等、各高等学校の選抜形態に応じて対策を講じること。

※7 受験生と同様、着用するマスクは、不織布のものを推奨する。

⑤ 引率者・保護者控室について

- ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、引率者・保護者控室を設置しなくてもよい。
なお、この場合、該当高等学校はホームページ等により周知を図ること。

(3) 検査後の対応

- ① 試験終了後、使用した教室を消毒する。ただし、72時間以上使用しない場合、特に消毒は必要ない。
- ② 試験日が連続し、座席利用者が異なる場合には、当日の試験終了ごとに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液を希釈したものや界面活性剤も可。）を使用した拭き取りを行う。

5 合格者発表等における新型コロナウイルス感染症への対応について

各高等学校において3月15日（水）正午以降に行われる合格者発表、その後の合格通知書交付、簡易開示では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入学者選抜と同様にマスク着用を徹底し、次の（1）～（4）のとおり適切に実施する。

(1) 合格者発表について

従来通り、各高等学校の敷地内での掲示とするが、掲示場所を複数にするなどして、受験生等が密集しないようにする。

なお、県教育委員会の合格者一覧ウェブサイトでも発表する。

(2) 合格通知書交付について

従来通り、合格者へ手渡しするが、交付場所を増やすなどして、受験生等が密集しないようにする。

(3) 簡易開示について

令和4年12月1日付け4教高第1215号で各県立高等学校長へ通知したとおり、実施場所や控室等を複数設置するなどして、受験生等が密集しないよう、各校において工夫する。

(4) 合格者発表等において受験先高等学校へ行くことができない者について

① 合格者発表当日や簡易開示の期間に、上記2の「受験できない者」に該当する受験生は、合格者発表、合格通知書交付、簡易開示において、受験先高等学校へ行くことはできない。

この場合、当該受験生の保護者は合格通知書の受領については、中学校を通して受験先の高等学校へ連絡する。連絡を受けた高等学校は、合格通知書の受領の方法について、中学校を通して当該受験生へ指示する。

例えば、各高等学校においては次のような対応が考えられる。

- ・ 受験生の代理として保護者へ交付する。

(この場合、高等学校長は当該中学校へ、受験生本人及び保護者の了解を得ていることや、保護者の本人確認(個人番号カードや運転免許証等)が必要となることを連絡・確認したうえで交付する。)

- ・ 保護者も来校できない場合は、郵送により交付する。

(この場合、高等学校長は当該中学校へ、送付先住所について十分確認するとともに、書留にするなど、受験生のもとへ確実に届くようにする。)

- ・ 状況に応じては、やむを得ず、受験生の代理として当該中学校の教員への交付を行う。

(この場合、高等学校長は当該中学校長へ、受験生本人及び保護者の了解を得ていることや、事前に中学校長から高等学校長に対して、代理交付を受ける教員の氏名を伝え、本人確認ができるものを持参させることが必要になることを連絡・確認したうえで交付する。

また、簡易開示については、その期間の延長や、代理人への開示は行わない。

② 合格者発表当日や簡易開示の期間に、上記2の「受験できる者」のうち②に該当する受験生(無症状の濃厚接触者で、受験できる者)に対しては、他の受験生等との接触を避け、別室で合格通知書の交付、簡易開示を実施する。

この場合、当該受験生の保護者は事前に中学校を通して受験先高等学校へ連絡する。

6 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症対応選抜への出願手続について

新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程へは、追検査等への出願手続をしていることが条件となるので、注意すること。

同様に、新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程へは、同第1日程又は後期選抜への出願手続をしていることが条件となるので、注意すること。

(実施要綱18ページ～21ページを参照すること。)

(2) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程に出願する受験生のうち、出願先高等学校へ出願書類を直接提出する受験生について

当該受験生(「中学校卒業者及び卒業見込みの者」以外の者)は、新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票(実施要綱75ページ「様式特例4号」)の余白に、自身の緊急連絡先電話番号を記載するものとする。

(3) 各高等学校における新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程及び新入生オリエンテーションの実施について

各高等学校の新入生オリエンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程の実施日と異なる日に実施することが望ましいが、新入生オリエンテーションによる受験生への影響など、入学者選抜の実施を阻害する要因を排除できる場合、高等学校長の判断により、新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程の実施日に新入生オリエンテーションを実施できるものとする。

添付資料

別紙1・・・健康状態チェックリスト

別紙2-1・・・新型コロナウイルス感染症への対応の流れ(フローチャート)

別紙2-2・・・新型コロナウイルス感染症への対応により、検査が未完了の状態となった受験生への対応の流れ(フローチャート)

別紙3・・・受験生、保護者の皆様へ

別紙4・・・令和5年度高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応についてQ&A